

市県民税、所得税の申告が始まります



今年も市県民税、所得税の申告時期となりました。必要書類などの準備はお済みでしょうか。申告書はご自身で記入し、提出してください。市県民税の申告期限、所得税の申告・納付期限は3月15日(金)です。

オレンジ色の封筒で市県民税の申告書が届いた人は市役所または地区市民センターなどへ

市県民税の申告会場と日時

| 会場 | 期日 | 時間 | 会場 | 期日 | 時間 |
|-----------------------|------------------------------|-----------------|--------------------|------------------|------------|
| 市役所 (2階 市民税課) | 3月8日(金)～15日(金) (土・日曜日は除く) | 9:00～16:00 | 桜 | 2月4日(月)・5日(火) | 9:00～14:30 |
| 地区市民センター | 富洲原 | 2月18日(月)・19日(火) | 三重 | 3月7日(木)・8日(金) | |
| | 富田 | 3月11日(月)・12日(火) | 県 | 2月27日(水) | |
| | 羽津 | 2月20日(水)・21日(木) | 八郷 | 3月13日(水)・14日(木) | |
| | 常磐 | 2月8日(金) | 下野 | 2月21日(木)・22日(金) | |
| | 日永 | 2月6日(水)・7日(木) | 大矢知 | 2月28日(木)・3月1日(金) | |
| | 四郷 | 3月5日(火)・6日(水) | 河原田 | 2月15日(金) | |
| | 内部 | 2月19日(火)・20日(水) | 水沢 | 3月4日(月) | |
| | 塩浜 | 2月14日(木) | 海蔵 | 2月22日(金) | |
| | 小山田 | 3月4日(月) | 橋北 | 2月18日(月) | |
| | 川島 | 2月25日(月)・26日(火) | 楠 | 2月26日(火)・27日(水) | |
| | 神前 | 2月14日(木) | 保々 | 2月13日(水) | |
| 人権プラザ神前 (児童集会所ホール) | 2月13日(水) | | 人権プラザ小牧 (児童集会所) | 2月12日(火) | |

※市役所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください

申告書は郵送などで提出できます

申告書は「市民税・県民税の手引き」を参考にして正確に記入してください。作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。提出の際は必要書類(裏面参照)を必ず添付してください。なお、添付していただいた必要書類の返送を希望される人は、返信用封筒を同封してください。

四日市税務署からのお知らせ ～申告書は国税庁ホームページで作成できます～

いつでもどこでも
スマホで申告!! 「スマート確定申告」



申告や納税は
電話相談センター
四日市税務署
☎(059-352-3141)
にお電話ください!

※四日市税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください

送信方法、エラー解消は
e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク
☎0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)

【受付時間】月曜日～金曜日
9時～17時
※祝日などおよび年末年始を除きます

確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

ステップ1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!

スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。



ポイント!

特に、給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除による還付申告を行う人は、

「スマホ専用画面」

があって便利(平成31年1月から)

ステップ2 e-Tax または印刷して 郵送などで提出!

ID・パスワードで e-Tax (平成31年1月から)



ID・パスワードは…
平成30年1月以降、税務署で発行しています

ID・PWが目印

※既に、IDなどをお持ちの人は、新たに取得する必要はありません
※IDなどの発行は、運転免許証などで本人確認の上、四日市税務署で行います

又は

印刷して郵送などで提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニなどのプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。



～ご自宅で申告書作成が困難な人は～

確定申告会場は、「じばさん三重」6階(安島1丁目3-18)です。

【開設期間】 2月18日(月)～3月15日(金)9:00～17:00(土・日曜日は除く)(受付終了時間16:00)

※会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります

※じばさん三重へのお問い合わせは、ご連絡ください

※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けません

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

申告書は自分で書いて提出しましょう



申告会場は大変混み合います。昨年の申告書控えや手引きを参考にし、事前に自分で作成しておいてください。受付時間が短くなります。

市県民税の申告について

前年の所得に対して課税されますので、平成30年中(1~12月)の所得を申告してください。

申告が必要な人

平成31年1月1日に四日市市に住所があり、平成30年中に所得があった人。ただし、次の人は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

- 平成30年分の所得税の確定申告書を提出する人
※上場株式等の配当などで支払時において住民税が徴収された配当所得などまたは源泉徴収口座における株式等譲渡所得などがある人で、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択しようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください
 - 給与所得のみの人で、勤務先において年末調整を受けた人
 - 公的年金など(厚生年金、国民年金、共済年金、企業年金など)の所得のみの人
※ただし、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受けようとする場合は、申告してください
- なお、申告が必要と思われる人には、1月下旬頃に申告書(オレンジ色の封筒)の発送を予定しています。

◆申告に必要なもの◆

- 市民税・県民税申告書(郵送で届いた人) (2)認め印
- 「マイナンバーカード」または「通知カード(※1)と身元確認書類(※2)」
<注意>市民税・県民税申告書を郵送または地区市民センター経由で提出する場合は、上記の写しの添付が必要です。
 (※1) マイナンバーの記載がある「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」でも可
 (※2) 身元確認書類…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳 など
- そのほか、下記①~⑨に該当する人は、各欄に記載している書類

| | | |
|---|---|---|
| ①事業所得(営業等・農業)不動産所得がある人 | 総収入金額および必要経費の内訳を記載した市民税・県民税申告書または収支内訳書 | |
| ②報酬・配当所得がある人 | それぞれの支払明細書など | |
| ③給与所得・各種年金所得などがある人 | それぞれの源泉徴収票の原本 | |
| ④社会保険料控除を受けようとする人 | 各種健康保険料や介護保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書 | |
| ⑤生命保険・地震保険料控除を受けようとする人 | 生命保険・損害保険会社などから発行された証明書 | |
| ⑥配偶者特別控除を受けようとする人 | 配偶者に所得がある場合は、その所得を確認できるもの | |
| ⑦障害者控除を受けようとする人 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の人で障害者に準ずるとして介護・高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など | |
| ⑧従来の医療費控除を受けようとする人 <small>〔平成30年中に支払った医療費の合計が10万円または所得金額の5%(どちらか少ない額)を超えた場合〕</small> | <ul style="list-style-type: none"> 医療費控除の明細書 医療費通知(医療費のお知らせ)医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合があります 各種証明書等(おむつ証明書など) | 注:平成32年度までは領収書により申告することができます。保険金などで補てんされる金額がある場合は、その金額がわかる書類をお持ちください |
| ⑨スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)を受けようとする人 <small>〔一定の取り組みを行った人が、平成30年中にスイッチOTC医薬品を購入し、その金額が1万2千円を超えた場合〕</small> | <ul style="list-style-type: none"> スイッチOTC薬控除の明細書 一定の取り組みを行ったことを証明する書類 | 注:⑧医療費控除か⑨スイッチOTC薬控除のうち、申告者自身に有利な方(控除額の多い方)を選ぶことができますが、選んだ控除を修正申告などによって変更することはできません |

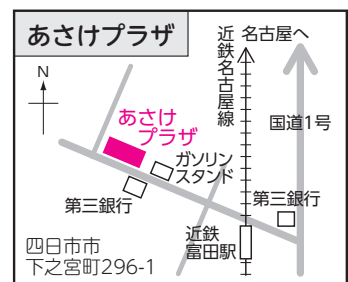
四日市税務署からのお知らせ

税理士による無料税務相談を行います

| | | | | | | |
|--------|------|--------|------|------|------|--|
| | | ○印 開設日 | | | | |
| 日付 | 2月1日 | 2月4日 | 2月5日 | 2月6日 | 2月7日 | |
| 会場 | 金 | 月 | 火 | 水 | 木 | |
| あさけプラザ | ○ | ×(休館日) | ○ | ○ | ○ | |

相談時間は9:30~16:00です(ただし12:00~13:00は除く)

- 受け付け(受付番号の交付)は、9:00から行います
- 申告書の作成には時間を要しますので、受け付けを早めに終了する場合があります
- 会場ではe-Taxによる申告相談も行っていますので、利用者識別番号、暗証番号をお持ちの場合は、番号の分かる書類をご持参ください



※駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください

相談の対象となる人

- 前年分の所得金額(青色事業専従者給与および青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の人
 - 消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成28年)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人
- なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人、申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

お問い合わせ

◆市県民税について…

四日市市役所市民税課 ☎354-8132 FAX354-8309
 ホームページ <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>
 トップページ「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック

◆所得税の確定申告について…

四日市税務署 ☎352-3141
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>